

公益財団法人パブリックリソース財団 助成・寄贈審査委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人パブリックリソース財団（以下「当法人」という。）の定款第57条に基づき設置される委員会のうち、当法人の寄付関係事業において個別の事業ごと若しくは寄付基金ごとに設置することとなる助成・寄贈審査委員会（以下、「当委員会」という。）の構成及び運営に関し、原則とする基本事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 当委員会は、次に掲げる事項を役割とする。

(1) 当法人が行う寄付関係事業における助成・寄贈対象団体若しくは助成・寄贈対象候補団体につき審査・選定を行い、その結果を代表理事に答申する。代表理事はこの答申案を尊重して当該対象の団体若しくは候補団体を決定し、理事会に報告するものとする。

なお、第5条第3号の定めに基づく審議を経て、委員、その配偶者又はその3親等以内の親族が理事、監事若しくは評議員と同様の役を担う役職にある団体を当該対象として決定した場合には、その詳細とともに理事会に諮り承認を得るものとする。

また、理事会の承認を得た当該助成案件については、その詳細とともに評議員会に報告することとする。

(2) 当法人が行う寄付関係事業の基本的な方針、運営、内容および諸事項、同事業の分野、地域等に関する情報等に関して、代表理事の諮問を受けた場合はこれを検討し、その結果を報告する。

(委員)

第3条 当委員会の委員は、代表理事が、社会的活動を行う団体等や各種の活動分野に関し優れた見識を有し公正かつ中立な立場を堅持できる者の中から選定し、遅滞なく理事会の承認を得て委嘱する。

2 代表理事は、委員の選定に際して、前項の条件に適する者を当法人の役職員を含めて選ぶことができるが、原則として当法人の役職員以外の者を含めるものとする。

3 当委員会の委員は、3名以上とする。

4 委員の任期は2年を最長とする。但し、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 当委員会には原則として委員長1名を置くこととし、委員の互選により選出する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

3 委員長は、会議の議長となり会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務

を代行する。

- 5 前四項に関わらず、やむを得ない理由がある場合には、出席した全委員の了承に基づき委員長を置かずに第5条に定める会議を開催することができるものとし、その場合の議事進行は第7条に定める事務局が行うものとする。なお、第5条第3項に定める可否同数の場合については、その旨を第2条(1)に定める代表理事への答申内容とする。
- 6 前項に該当する場合には、その理由を、第6条に定める議事録に記録するほか、第2条(1)に定める代表理事から理事会への審査・選定結果の報告に際して説明することとする。

(会議)

第5条 当委員会の会議は、必要に応じて代表理事が随時招集することができる。

- 2 当委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議事は出席した委員の過半数で決する。但し、委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族が理事、監事若しくは評議員と同様の役を担う役職にある団体に関わる議事に加わることはできない。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、事業の地域性、分野の特異性等の観点から委員の他に必要と認められる者がいる場合、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、説明、意見の聴取その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 代表理事は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電磁的記録をもって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合においては、代表理事はその結果について、各委員に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 当委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

(事務局)

第7条 当委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当法人の職員若干名をもって構成する。
- 3 事務局の職員は、代表理事の指示に基づき、助成申請の受付、会議日程の調整、議題資料の作成、議事録の作成などの事務を行う。

(報酬、費用等の支払い)

第8条 委員報酬は、1回あたり30,000円を限度とする委員会出席謝金および1回あたり50,000円を限度とする事前審査謝金の2種類とし、そのいずれか若しくは両方を各委員に支払うことができる。

- 2 前項の支払いに際しての所得税の取扱いについては、謝金取扱規程第5条第1項に基づき、前項に定める支払金額から源泉徴収を行うものとする。
- 3 委員がその職務の執行に当たり負担した費用は、請求のあった日から遅滞なくこれを

支払うものとし、また前払いを要する場合には前もって支払うものとする。

4 委員が会議出席等に要した交通費については、外部関係者旅費規程に基づき取り扱う。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、各委員会においてこの規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2013年2月26日から施行する。

附則

この規程は、2014年10月17日から施行する。

附則

この規程は、2018年3月11日から施行する。

附則

この規程は、2019年2月7日から施行する。

附則

この規程は、2019年5月22日から施行する。

附則

この規程は、2020年6月1日から施行する。